

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	幼稚園条例による保育料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

近江八幡市は、幼稚園条例による保育料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

近江八幡市長

公表日

平成30年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	幼稚園条例による保育料の徴収に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	近江八幡市立幼稚園条例第3条及び第4条、近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則に基づき、園児の扶養義務者から徴収する保育料の額を決定する。
③システムの名称	保育料システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
申請者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例第4条第1項及び別表第1の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号条例第4条第2項及び別表第2の13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	近江八幡市福祉こども部幼児課
②所属長	幼児課長 久郷 浩之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 電話 0748-36-5558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉こども部幼児課 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 電話 0748-36-5507

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる